

## 1. 申請できる者・申請者について

Q1	申請者（代表事業者）は誰になりますか。	
	A1	本補助事業により、補助金の交付を受けようとする者で、財産を取得する者が申請者となります。 なお、事業を 2 者以上の事業者が共同で実施する場合は、事業を自ら行い、かつ、本補助事業により財産を取得する者を代表事業者とし、この代表事業者が申請者となります。
Q2	地方公共団体や地方公営企業は申請できますか。	
	A2	地方公共団体や地方公営企業は、申請できません。
Q3	独立行政法人や国立大学法人は申請できますか。	
	A3	独立行政法人、国立学校法人は、申請できます。 ただし、公立学校、・公立大学は、申請できません。
Q4	医療法人や社会福祉法人、宗教法人は申請できますか。	
	A4	申請できます。
Q5	マンションの管理組合、商店街の組合は申請できますか。	
	A5	申請できます。 ただし、法人でない場合、事前の承認が必要となります。 また、共同所有の場合、共同所有者の長を代表申請者とし、他の共同所有者の同意書を提出いただきます。

Q6	法人でないマンションの管理組合などが申請する場合、どのような手続きが必要ですか。	
	A6	<p>申請に先立ち、次の書類を提出して事前承認を受けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①組合管理規約</li> <li>②過去2年分の決算書</li> <li>③今年度予算書（変圧器交換等の事業費が確保されていること）</li> <li>④総会議事録等で変圧器交換等の実施が承認されていることがわかる資料</li> </ul>
Q7	同一企業の複数事業所について、これらをまとめて申請することはできますか。	
	A7	<p>事業所単位で申請してください。</p> <p>ただし、同じ管理下にある隣接・近隣区画にある事業所（施設）であれば、複数事業所（施設）をまとめて申請することができます。</p>
Q8	大企業や「みなし大企業」は申請できますか。	
	A8	申請できます。